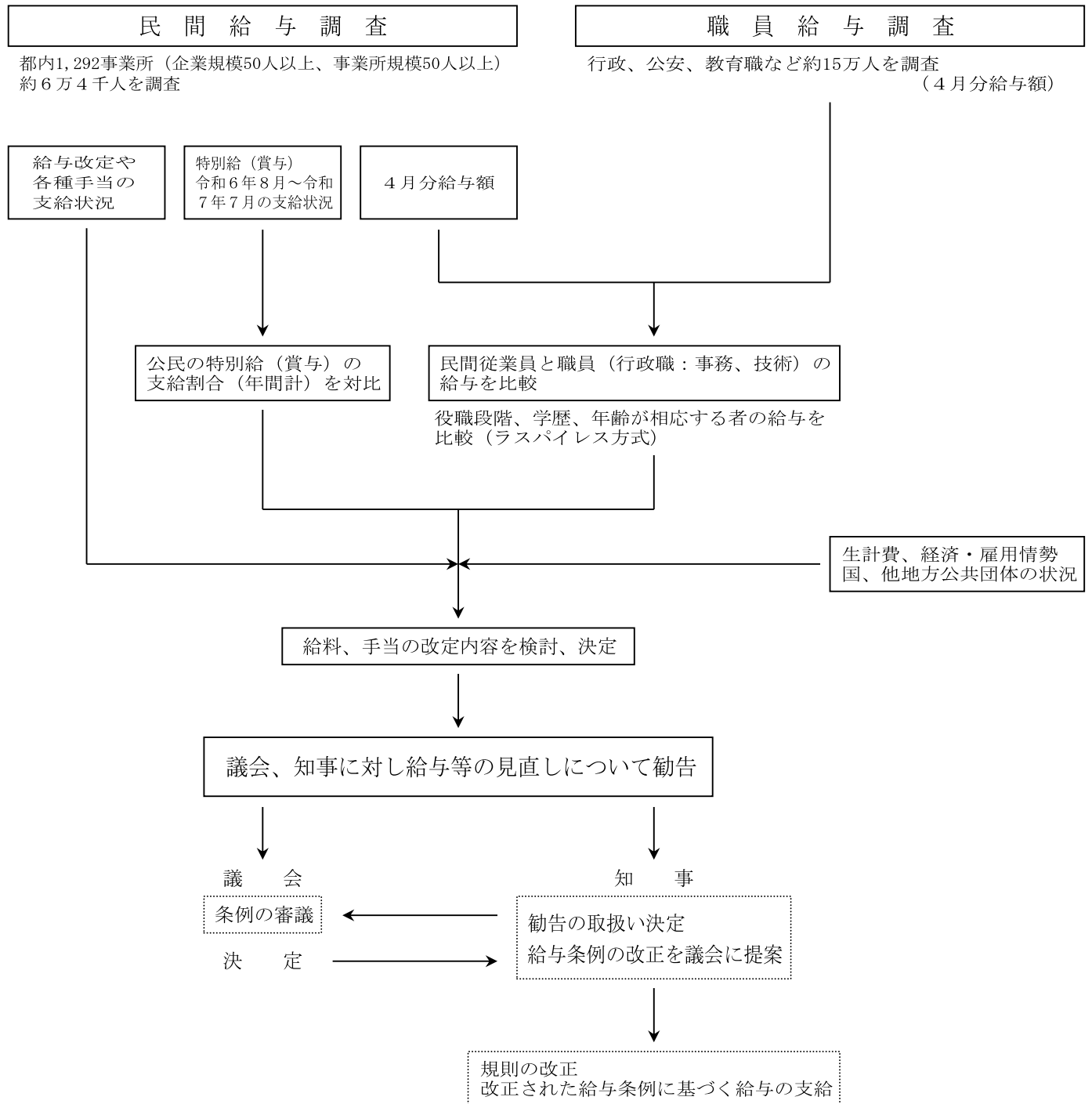


給 与 勧 告 の 手 順



- （注1）給与勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定の仕組みが設けられているのは、
- ① 公務は、営利を目的としておらず、利益配分としての給与決定方式がなじまないこと
 - ② 政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なこと
 - ③ 税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と納得を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること
- などの理由によるものである。
- （注2）令和7年の公民較差の算出に当たっては、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。